

秋山晃一議員

第1 標題「困難な問題を抱える女性への支援について」

1 回目の質問

日本共産党の秋山晃一です。

6 月定例会において一般質問を行います。

今回の質問は第1 標題「困難な問題を抱える女性への支援について」、第2 標題として「高等教育を受けている市出身者などの支援について」 第3 標題として「0 歳から2 歳までの子どもの子育て支援について」の3 点についてお聞きします。

まず、第1 標題「困難な問題を抱える女性への支援について」お聞きします。このことについては、昨年9 月の議会で「DV 被害に関する市の施策について」として、質問をしていることですが、それから9 か月が過ぎていることと、本年4 月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことですので、あらためてお尋ねするとともに、先の質問に関して答弁いただいた点に関して、その後の進捗状況についてもお聞きします。

まず、2022 年11 月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する有識者会議」で基本方針が検討され、その後まとめられました。この基本方針に則って、各地方公共団体では基本計画を定めることが重要とされています。基本計画の策定に関しては、どのようにお考えでしょうか。

次に、被害相談の窓口での対応についてお聞きします。被害に遭われ、富士吉田市にやってこられた方への対応として、繊細な事例でもあるので適切な相談の場所の設定については、どのようにお考えかとお聞きしたところ、昨年の答弁では「庁舎内の個室で対応している」とのことでした。その後、相談された方の要望をお聞きしますと、確かに個室での対応はされているわけですが、どうしても、最初に相談に来たことを告げる際には、第3 者から見えるオープンな場所での対応となっている。これを、受付に行ったところから、プライバシーが保護されるような対応にならないのか、というような声を聞きました。例えば、甲府市では個室の中に対応する職員がいるといったような、構造になっているということも聞きました。富士吉田市でも国民健康保険の窓口などはかなり第3 者からは、誰が相談に来ているのか、わからない人権に配慮された構造になっていると思います。この点については、どのようにお考えでしょうか。

次に、被害者の一時的なシェルターとしての市営住宅の活用ですが、「必要に応じて、適切に対応していく」という答弁でした。その後、シェルターとしての利用を申し出ても、活用は断られている、という状況があったと聞いています。この点は避難してきて、緊急に住居を必要とすることに対して、もう少し改善しても良いのではないかと考えますがいかがでしょうか。さらに、一歩進んで、避難者用に、市営住宅をあらかじめ改装するなどして確保しておき、ただちに入居できるようにするというような対応も必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。

次に、DV被害の証明書の取得ですが、郡内地域において取得できるような体制作りについては、現在どのようになっているのかお聞きします。

次にDV被害に対する支援を行っている団体、あるいは個人に対する支援です。女性支援新法では民間団体との協働では「都道府縣市町村は行政のみでは対応が行き届きにくい支援を行っている民間団体の自主性を尊重しつつ、団体が築いてきたネットワークや支援手法などを活用できるような支援体制の構築を検討する」としています。さらに「国・地方公共団体は、人材や運営費の確保が困難な民間団体への、民間団体の安全かつ安定的な運営継続にあたっての支援、民間団体の立ち上げ支援を検討する」ということが新法の柱の一つとなっています。支援を進めている方の話を伺うと、「スタッフを増やしたいと思い、やっても良いという人もいるが、財政的に難しく一步前に進めない」「支援のために甲府市に一緒に行ったり、大月市に行ったりしているが、すべて自己負担でやっている」というのが実情のようです。女性支援団体との協働については現在どのように考えておられるのかお聞きします。

次に、ジェンダー平等に関する認識の醸成についてお聞きします。昨年市内の小学校で外部講師を招いて、ジェンダーに関する学習が行われ、好評であったと聞いていますが、このような取り組みは、すでに市内の学校で多く取り組まれているのでしょうか。また、今後拡げていくといった考えで取り組まれていくのかどうか、ジェンダー学習に関する市の考えをお聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。

1 回目の市長答弁

秋山晃一議員の「困難な問題を抱える女性への支援」についての御質問にお答えいたします。

まず、基本計画の策定についてであります。秋山議員御発言のとおり、本年4月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行され、そのなかで、市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるように努めなければならないとされております。基本計画の策定につきましては、本年3月に山梨県が策定しました、やまなし困難な問題を抱える女性への支援計画の内容を踏まえ、本市の実情や課題などを整理し、策定の必要性も含めて、検討してまいりたいと考えております。

次に、被害相談の窓口における対応についてであります。被害相談は、内容も繊細であり、庁舎内で第三者から見えるオープンな状態での対応は望ましくないことから、庁舎内の個室で対応しているだけでなく、必要に応じてコミュニティセンターなど庁舎外にて相談を受けており、相談相手に寄り添う、プライバシーに配慮した相談体制の徹底を図っております。

次に、DV被害者の一時的なシェルターとしての市営住宅の活用についてであります。昨年9月定例会において、原則として1年を超えない期間において使用でき、必要に応じて適切に対応する旨、答弁申し上げております。

実状といたしましては、相談者に対してDVの証明となり得るものの提出を求めることで対応をしております。

また、あらかじめ部屋の確保をしておくべきとの提言についてであります。市営住宅への入居を希望する方への供給も重要な使命であり、本来の業務に支障が及ばない範囲のなかで、DVに限らず、緊急的な用途に柔軟に対応できるよう検討してまいります。

次に、DV被害の証明書の取得についてであります。現在も発行することができる機関は、県内では甲府市にある山梨県女性相談支援センターと山梨県男女共同参画推進センターの2か所となります。郡内の公的機関で証明書を取得できるように、昨年9月定例会においても答弁申し上げましたとおり、引き続き山梨県に対して働きかけを行ってまいります。

次に、DV被害に対する支援を行っている団体、あるいは個人に対する支援についてであります。やまなし困難な問題を抱える女性への支援計画における具体的な施策のなかで、女性支援団体等への活動拡充への支援との位置付けがございます。これ

を受け、今後山梨県の行う支援内容を踏まえ、市の実情や、先進地の事例等を参考にし、女性支援団体等への支援について検討してまいります。

次のジェンダー平等に関する認識の醸成につきましては、教育長をして答弁いたします。

以上、私からの答弁といたします。

1 回目の教育長答弁

秋山晃一議員のジェンダー平等に関する認識の醸成についての御質問にお答えいたします。

ジェンダーに関する取組は、性別による固定観念などにとらわれず、全ての人の人権を尊重することを育むためのものであると認識しております。

昨年、市内の一部の小学校でジェンダーに関する取組を実施いたしました。これは、思春期を迎えた児童に対し、男女の身体の成長の違いや心の変化などを学ぶ保健の学習と併せての取組であります。

市内の公立小中学校におきましては、ジェンダーに関してのみに特化するのではなく、一人一人の個性を尊重し互いに認め合う道徳教育や自分と同じように他の人をも大切にするという人権教育等を、教育活動全体を通じて既に実施しております。

社会全体において、多様な性に関する認識が広がってきており、学校現場におきましても対応の必要性を感じているところであります。そこで、教職員のジェンダーに関する知見を深め、子どもたちへの対応を円滑に行うため、教職員向けの研修を実施しております。また、ジェンダーに関する内容は、プライバシーに深く関わることから、学校ではその都度、児童生徒・保護者に寄り添いながら丁寧な支援を心がけております。

本市といたしましては、全ての学校において、ジェンダーに関することのみならず、未来を担う子どもたちが、自己肯定感を持ち、個性を尊重し互いを認め合いながら、生き生きと学校生活や社会生活を送ることができるよう、引き続き道徳教育や人権教育などの推進に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

2 回目の質問

2回目の質問を行います。

被害相談の対応について、「プライバシーに配慮した相談体制の徹底を図っている」と答弁がありました。ぜひ、その考え方を進めていただきたいと思います。その上で、繊細な問題、プライバシーに配慮、というような事柄ですので、相談に訪れる当事者との感覚のずれがないように、当事者、あるいは支援者の要望を聞きとり、もし改善すべき点があれば改善していくことが必要かと考えますが、いかがでしょうか。

次に市営住宅の活用ですが、必要があれば適切に対応しているとのことですが、運用においてDVの証明となりうるものの提出が必要とされていました。DVの証明については、答弁にあった通り、現在でも甲府市の2ヶ所のみでしか取得できないわけです。公営住宅の空き家の利活用については「公営住宅の目的外使用」として実施できるわけですが、その対象範囲としては、通知により予め公営住宅の目的外使用が認められる類型が明示されていて、承認手続きを簡素化しているものもあります。そしてその通知で示されたものの中に、災害被災者や犯罪被害者等と並んで、配偶者からの暴力被害者も認められるとあります。このように示されているのですから、運用についてはDVの被害を訴えていることを条件として、目的外使用の対象としても良いのではないかと考えますがいかがでしょうか。

次に支援者、あるいは支援団体との協働ですが、1回目の質問で女性支援新法の内容を述べさせていただいた通り、新法そのものも推進することを新たな柱の一つとしているわけです。ですから、これは先に進めるべきですが、昨年9月の答弁から進んでいないのではないかと受け止められます。女性支援新法の制定を受けて、協働を力強く、そして早急に進められるべきではないかと考えますがいかがでしょうか。再度答弁を求めます。

以上で2回目の質問を終わります。

2回目の市長答弁

秋山議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、被害相談の対応についてであります。被害相談におきましては、相談相手の要望等を傾聴するなかで、柔軟に対応ができるよう、相談相手に寄り添い、またプライバシーに配慮した相談ができる体制の確保を徹底しております。

次に、DVの被害を訴えていることをもって市営住宅の目的外使用の対象とするこ
とについてであります。大規模災害による被災や犯罪被害などにおきましても、警
察や消防、被災自治体など関係機関からの書類により、その事実確認を必要としてお
ります。

秋山議員御指摘のDVのような非常にプライベートな事案につきましては、本人の
自己申告だけではその事実を確認することは困難であります。また、その内容がDV
に該当するかどうかの判断も、しかるべき機関で判断していただく必要があり、今後
もそのような機関などが発行する証明書は必要と考えております。

次に、支援者あるいは支援団体との協働についてであります。関係部署や関係機
関との連携した現在の支援体制に、女性支援団体等が加わることは、よりきめ細やか
な支援につながるものと考えております。先ほども答弁申し上げましたとおり、山梨
県の行う支援内容などを踏まえたなかで、女性支援団体等との協働について検討して
まいります。

以上、答弁いたします。

第2 標題「高等教育を受けている市出身者などの支援について」

1 回目の質問

第2 標題として「高等教育を受けている市出身者などの支援について」お聞きしま
す。ここでいう高等教育とは大学や高等専門学校、専門学校、各種学校などです。ま
ず、高校卒業後これらの学校に進学した市出身者への支援について伺います。国立大
学の授業料 150 万円というような報道がなされています。国立があがれば私立があが
るのは、当然予想されることです。現在の学費でも勉学に勤しもうという大学生、あ
るいは専門学校生が生活費や授業料のためにアルバイトに時間を費やし、肝心の学業
の時間が取れない、自由に使える時間がない。この現状は国にとっても、地域にとっ
ても決して未来のあることとは言えません。本来であれば、国の責任において、この
ような状態を改善し授業料の無償化をはじめとした、青年の成長と勉学の条件をつく
るべきです。そこで、地方自治体としてどのような支援が出来るのかということです。
小さなことですが次の点について実施し、生活の支援をすべきではないかと考えます。
1 つは医療費の窓口無償化という支援について、現在は 18 歳までとなっているその
対象年齢を大学生、専門学校生まで広げることです。2 つは学業に必要なパソコン等

の購入の支援など、生活支援の制度、あるいは返済不要の給付制の奨学金制度を市独自につくることです。このようにして少しでも、経済的な負担を軽減することによって、アルバイトなどに割かれる時間を少なくして、勉学に専念できる時間が確保できるようにすべきだと考えますがいかがでしょうか。

次に、本市が実施している、奨学金の返済支援制度について伺います。奨学金は学生生活を支えるものですが、その実態は借金であり、卒業と同時に数百万の借金を抱えて社会に出ることになり、その返済は40代にまで及び青年の肩に重くのしかかってきます。そのため、わが市が取り組んでいる奨学金返還支援制度については、これを高く評価するものです。その制度をさらに効果的なものにする、より多くの人に活用されるようにするために、いまの制度では制度を受けられる年齢の条件が30歳までとなっています。これでは、20代後半に市内で働き始めた人にとっては、制度の効果が十分に発揮できません。対象年齢をさらに引き上げるべきではないでしょうか。キャリア形成ということであれば、65歳定年ということも言われ、30代からでも十分キャリア形成は出来ますし、他からの転職であっても、そのスキルを生かしてわが市で活躍していただくことは出来ると思いますがいかがでしょうか。以上で1回目の質問を終わります。

1 回目の市長答弁

高等教育を受けている市出身者などの支援についての御質問にお答えいたします。

まず、医療費の窓口無償化の対象年齢を、高等教育を受けている方々に拡大することについてであります。高校卒業後に就労されている方々との公平性を欠いてしまうだけでなく、医療費の増大が想定されることから、これまで以上に扶助費の割合が増え、財政への負担が増加することになります。

また、生活を支援する各種制度につきましては、国の高等教育の就学支援新制度や日本学生支援機構の貸与型奨学金を始めとした、経済的に困難な学生のための各種経済的支援制度がありますので、そちらを御活用いただくなかで、勉学に専念していただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、秋山議員御発言のとおり、国の責任において、支援施策等を講ずるべきものであると考えますので、本市における独自の支援等は考えておりません。

次に、奨学金返還支援制度の対象年齢の引上げについてであります。まず、本制度は、市内企業等における雇用の確保と、本市における定住者の確保のために創設した制度であり、奨学金返済の負担に苦しむ若者を支援することで、市内の企業等への就職や、定住のきっかけとしていただくものであります。

制度設計の段階で、補助対象要件を整備するに当たっては、統計局の労働力調査等の情報を参考としております。それらによりますと、転職者の多くが 20 代であり、また、転職のタイミングとしては、社会人となって 3 年目から 6 年目とされていたことから、大学の新卒者であれば、25 歳から 28 歳ぐらいまでが、転職者の多い年齢層と言えます。

そこで、この年代に差し掛かった際に、本市の支援制度が転職を踏みとどまらせるきっかけとなるよう、この年代を超える、満 30 歳を補助対象の上限としたところであります。

秋山議員御発言のとおり、対象年齢を引き上げれば、助かる方が増えることも重々承知しておりますが、先ほど答弁申し上げましたとおり、本支援制度は個人への支援ではなく、本市への U ターン等の増加による雇用の確保など、市内の企業への支援に重きを置いており、限られた財源のなかで、一つの区切りとして年齢制限を設けさせていただいております。

以上、答弁いたします。

2 回目の質問

2 回目の質問を行います。

本市において勉学し、高校卒業まで育ってきた、意欲と能力のある子どもたちが、家庭の条件および経済的理由によって、進学をあきらめざるを得ないということがないように、大学等での高等教育の修学の機会を得られるように、地方自治体であっても何らかの支援の取り組みが必要ではないかと考え、お聞きしたわけです。実際に自治体によっては、生活保護受給などの生活に困窮している世帯、そして一定の期間在住している等の条件はあるものの、支援を行っている自治体があります。そのような自治体での取り組みを調査することも必要だと考えますがいかがでしょうか。

次に奨学金返還支援制度についてですが、本市への U ターン等の増加による雇用の確保と述べられています。25 歳から 28 歳ぐらいまでが転職者が多いということです。

が、この制度の対象を30歳までとして制限しています。市外から市内への転入を促進するにあたっては、制度があるから市内に転職しよう、あるいは故郷に帰って来ようという動機にするには、現行では魅力の乏しい制度ではないかと考え、改善を求めました。この点についてはどのように考えておられるでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

2回目の市長答弁

秋山議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、家庭の条件及び経済的理由で高等教育への進学を諦めることがないよう、支援を行っている自治体の取組を調査することについてであります。他自治体における支援等の調査につきましては既に実施をしており、それらを踏まえて検討した結果として、県内最大となる奨学金返還支援制度を創設したものであり、昨年度より本市独自の施策として実施をしているところであります。

加えて、富士吉田市社会福祉協議会におきましても、低所得世帯などを対象とした教育支援資金の貸付事業を行っております。また、国の高等教育の修学支援新制度におきましては、本年度から多子世帯や私立の理工農系の学部等に通う学生などへの支援を拡充しております。

いずれにいたしましても、先ほど答弁申し上げましたとおり、国の責任において支援施策等を講ずるべきものであると考えますので、国や日本学生支援機構などが実施している各種支援制度を御活用いただきたいと考えております。

次に、奨学金返還支援制度についてであります。魅力の乏しい制度との秋山議員の御指摘がございましたが、制度を創設した初年度の実績といたしまして、34社に勤務している38名の方に対し、623万円余りの補助金を交付しております。対象者が返還している奨学金総額が722万円余りでありますので、本人負担の実に86.3パーセントを支援できていることとなります。

また、広報紙などで周知いたしました。御本人のみならず、県外に住む対象者に代わり御家族からも問合せがあるなど、本制度に対し、大きな評価をいただいているものと認識しております。

先ほども答弁申し上げましたとおり、限られた財源のなかで実施している施策であり、本市ではこのほかにも移住・定住施策も実施しておりますので、それらと合わせ、総合的に魅力ある施策になっているものと考えております。

以上、答弁いたします。

3回目の質問

3回目の質問を行います。

基本的に、この問題の支援は国がやるべきという点につきましては、1回目の質問でも申し上げたとおりです。しかし、高い学費、40歳過ぎまで返還が続く貸与制の奨学金制度について、ただちに改善される気配はありません。そこで地方自治体として出来ることはないかとお聞きしているわけです。

「他自治体の状況を調査された。」と答弁がありました。実際に県内の自治体でも奨学金として支援を行っている自治体もあります。しかしながら、その点も把握されたと思いますが、採用はされなかった。その点についてはどのように検討されたのでしょうか答弁願います。

次に、奨学金返還支援制度ですが、勿論、1回目の質問で述べましたように、この制度を高く評価するものです。その上で、限られた財源という答弁ですが、他の移住、定住等の事業と比較しても、また、答弁にもありました、関係者からの反響の大きさということからしても、この制度への予算はもっと多くても良いのではと考えますがその点はいかがでしょうか。さらに、奨学金返還支援補助金交付要綱の中には、「補助金を申請した人を雇用している地元企業は市に対して協力金を納付することが出来る。」とあります。この点では、限られた財源の中でもこの制度の対象はもっと広げられると考えますがいかがでしょうか。

以上で3回目の質問を終わります。

3回目の市長答弁

秋山議員の3回目の御質問にお答えいたします。

まず、県内自治体における支援状況の調査結果を踏まえてどのように検討したかについてであります。秋山議員の御発言における県内自治体の奨学金支援制度につきましては、返済を不要とする給付型の奨学金制度であると推察いたしますが、それら

は、個人からの寄附金を原資として実施しているものであり、検討を行った結果として、本市において企業等における雇用の確保と、定住者の確保の両面での効果が期待できる奨学金返還支援制度を創設し、昨年度より実施しているところであります。

次に、奨学金返還支援制度の予算の拡充についてであります。本市で実施している移住定住に関する事業においては、8つの奨励金など、豊富なメニューを揃えており、大変魅力のある制度であると自負しております。一方、奨学金返還支援制度につきましては、企業支援の一環として実施しているものであり、先ほど答弁申し上げましたとおり、対象年齢の引上げは考えておりませんが、可能な限り申請者全員に補助金を交付するように、取り組んでまいります。

また、企業からの協力金についてであります。本支援制度は、企業規模の大小を問わず、地元企業であれば対象となるものであります。各社の経営状況は、業種の違いなど、様々な要因によって毎年変動がありますので、全ての企業から協力が得られるものとは考えておりません。このため、勤務する企業からの協力金がなくとも申請者が気兼ねなく申請できるよう、企業協力金の納付は義務付けず、任意としたものであります。以上のことから、不確定な地元企業からの協力金をもって本支援制度の対象を広げることは考えておりません。

なお、御協力いただけるのであれば、本支援制度の財源となるものでありますので、広報紙や、企業懇話会などの市が主催するイベント、商工会議所に対する会員への周知依頼などにより、引き続き、企業の皆様には、様々な機会を通じて、浸透を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

第3 標題 「0 歳から 2 歳までの子どもの子育て支援について」

1 回目の質問

第3 標題として「0 歳から 2 歳までの子どもの子育て支援について」お聞きします。今年 4 月から 18 歳未満の子どもの医療費助成を独自に行う自治体への罰則としてきた、国民健康保険の減額調整措置が廃止となりました。この制度そのものは、もともと不当なものでしたが、国民の世論に押されて廃止となりました。令和 4 年度、2022 年度の決算によれば医療費対策事業としては 1240 万 8 千円とされています。おおよ

そこだけの負担が、今後は軽減されるわけですので、ここに出てきた財源をどのように活用するのか、ということが問われます。

そこで、この機会に0歳から2歳までの保育料の軽減・無料化と乳幼児を家で育てている家庭への支援に踏み出してはいかがかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

ここでの考え方として、保育園などへの就園率ということが言われていました。確かに、入園している子どもだけに支援が届いているのでは片手落ちです。保護者の考えとして就園しない、あるいは家庭の条件として就園できないことにより、保育施設を利用していない家庭もあります。0歳から2歳児のすべての子どもに支援が届かなければなりません。そこで家庭で子供を育てている家庭に対しては、保育料に対応する、助成額が出るようにする。そのことによって、保育園でも家庭でも、どこで子供を育てるのか親の判断によって選択できる条件が整備できると考えますがいかがでしょうか。

すでに、近隣の町村では2歳児までの保育料などは無料に、そして保育を利用していない家庭への支援も実現していると聞きます。一刻も早くこの子育て支援の差を埋めるべきではないでしょうか。このような点についてはどのようにお考えか答弁を求めます。以上で1回目の質問を終わります。

1 回目の市長答弁

0歳から2歳までの子どもの子育て支援についての御質問にお答えいたします。

現在、0歳から2歳までの子どもの保育園等への就園率は約60パーセントであります。本市では子どもが保育園等に通園している、通園していないにかかわらず子育て中の保護者に対して多くの支援を実施しております。

具体的には、0歳から2歳までの保育園等に通園している園児に対する支援として、国が示す標準的な保育料に対し、本市単独事業において所得の階層に応じ、利用者の負担軽減を図っているところであり、国及び県の制度において、市町村民税の所得割額が一定額未満の保護者に対し、第2子以降の未満児の保育料が無償化となっており、この制度における費用は、市も応分の負担をしております。

また、家庭で子育てをしている保護者に対しては、いつでも気軽に集い、保育園のような楽しい雰囲気の中かで相談や援助、子育て情報が得られる、つどいの広場「に

じいろ」や「ハーモニー」の実施に加え、保育園に在園していない子育て家庭を対象とした一時預かりを行う事業者への事業費補助を行うなど、未就園児とその保護者が、誰でも安心して過ごせる環境の整備を図っているところであります。

さらに、利用者支援事業として産前産後ケアルームひだまりにおいては、県内市町村で、唯一日帰りで、育児不安等の解消に必要な保護者の心身の休息を取ることができるレスパイトケアを行うとともに、生後1歳までの母子を対象にした相談や沐浴指導など、きめ細かな子育て支援に努めております。

このほか、ホームスタート事業ではボランティアであるホームビジターが家庭へ訪問し、育児不安等に対する傾聴や助言、また、共に家事を行う等、育児負担の解消などを図っております。

このように、0歳から2歳までの子どもの子育て世帯に対しては、充実した相談支援体制、育児の負担や不安の軽減策など、近隣市町村にはない様々な支援施策を実施できているとともに、保護者の判断によってどこで子どもを育てるのか選択できる環境も整えているところでありますので、本市といたしましては、これらの取組を通じて、0歳から2歳までの子どもの子育て世帯に対しては、必要な支援を届けることができているものと認識しております。

以上、答弁といたします。

2回目の質問

第3 標題 「0歳から2歳までの子どもの子育て支援について」2回目の質問

2回目の質問を行います。

今年度予算には、保育所使用料として5600万円余りが計上されています。この分が親の負担となっています。

0歳から2歳児への様々な取り組みについて答弁いただきました。これについては政府も子供未来戦略の加速化プランの中において、0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に対し、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことで必要な支援につなぐ、伴走型相談支援。そして、市町村が出産、育児関連用品の購入助成や子育て支援サービスの利用負担の軽減を図るための経済的支援を行う場合、その一部を国が支援する経済的支援、を予算化していますし、来年度からは法制

度として整備される予定です。このような時だからこそ、保育料無償化、そしてそれに対応する家庭内保育への支援に踏み切るべきではありませんか。再度答弁を求めます。

2回目の市長答弁

秋山議員の2回目の御質問にお答えいたします。

保育料無償化とそれに対応する家庭内保育への支援についてであります。先ほど答弁申し上げましたとおり、保育料につきましては、低所得者への保育料無償化や第2子以降の子どもを対象とした国、県、市による保育料の無償化を実施しているところであります。また、0歳から2歳までの子どもをもつ子育て世帯に対し、充実した相談支援をはじめとする多くの事業を実施し、育児の負担や不安の軽減など、子育て世帯が必要とする支援をしっかりと届けられる体制を整備しております。

今後におきましても、国の動向を注視するなか、限られた予算や人的資源を傾注し、子育てに必要なきめ細かな支援が、より多くの子育て世帯に着実に届くよう努めてまいります。

以上、答弁いたします。

「締め言葉」

今回、3つの角度から市民への支援について、市長の考えをお聞きしました。ジェンダー・ギャップ指数118位というわが国の中で、市がジェンダー平等の取り組みにおいても先進を行くように、また、経済的負担軽減の支援は当事者への効果だけでなく、本市経済の発展にもつながると考えますので、引き続き取り組んでいくことを申し上げまして、質問を終わります。